

令和4年2月14日

胎内市スポーツ少年団  
代表指導者 各位

胎内市スポーツ少年団  
本部長 阿部 文明

## 新型コロナウイルスまん延防止等重点措置期間延長に伴う スポーツ少年団活動休止について

日頃より、スポーツ少年団事業につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして先の新潟県における「まん延防止等重点措置」発令に伴い2月2日から2月13日までスポーツ少年団活動の休止をお願いしたところですが、その後も新型コロナウイルス感染拡大が収まらず新潟県では「まん延防止等重点措置」の期間が延長されることになりました。

つきましてはスポーツ少年団活動を下記の通り休止といたします。

各単位団におかれましては、不安な日々が続くこととなりますが状況をご理解いただき、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

### 【活動休止期間】

令和4年2月14日（月）～3月2日（水）

※胎内市内中学校の部活動の対応に準じています。

NPO法人スポーツクラブたいない  
胎内市スポーツ少年団 事務局  
〒959-2600  
新潟県胎内市清水9番地7 総合体育館内  
Tel : 0254-43-0003 fax : 0254-43-0004  
e-mail : [tainai-bg@pop.shibata.ne.jp](mailto:tainai-bg@pop.shibata.ne.jp)